

第5回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議

- ・日時

令和4年10月4日（火）午前10時～

- ・場所

大阪市役所 5階特別会議室

事務局

- ・こども青少年局企画部企画課
- ・教育委員会事務局総務部教育政策課

次 第

開 会

- ・プロジェクトチームリーダー（副市長）あいさつ
- ・会議出席者の紹介

議 事

- 1 振り返り：大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査結果の概要（まとめ）
- 2 有識者から頂いた主な意見
- 3 現状と今後の取り組み、方向性について
- 4 その他

資料

- P1 振り返り：大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査結果の概要
(まとめ)
- P3 有識者から頂いた主な意見
- P5 現状と今後の取り組み、方向性について
- P7 コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置
- P8 多職種連携を進める仕組みづくり
- P10 周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

参考資料

- 参考資料1 ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム設置要綱
- 参考資料2 第5回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議出席者名簿

1. 振り返り：大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査 結果の概要（まとめ）

◆ ヤングケアラーの存在割合

- ・ケアを要する家族がいる、自分がその人のケアを担っていると回答した者をヤングケアラーとみなした場合、
ヤングケアラーの存在割合は、9.1%。
- ・ただし、負荷がそれほど大きくなっていないヤングケアラーも多く含まれていると考えられる。

◆ ケアを要する家族とその状態及びケアの内容

- ・ケアの相手 弟・妹、祖母、祖父、母、兄・姉、父等の順に多かった。
- ・弟・妹 幼いため世話が必要、もしくは障がいを持っている状態が多かった。
- ・祖父母 高齢である、認知症、身体的機能の低下がみられる状態にあるものが多かった。
- ・父母 病気や障がいを有するケースが多かった。
 - 父の特徴 何らかの依存症であるケースが多かった。
 - 母の特徴 精神障がい等があるケースが多かった。
- ・ケアの内容 「話し相手」が最も多く、「見守り」、「年下のきょうだいの世話、遊び相手」、「家事」と続いた

◆ ケアの期間、頻度と時間

- ・ケアの期間 小学校低学年のときからケアを担っている者も少なからず存在。
- ・ケアの頻度 「毎日」が最も多く、「週4, 5日」と合わせるとほぼ毎日と回答した者が約5割。
- ・ケアの時間 学校のある日、ない日ともに「1時間未満」が最も多かった。
「8時間以上」と回答した者もいた。
学校がない日の方が長時間になる傾向がみられた。

◆ 健康感と学校生活

ケアをしている者の方が、ケアをしていない者と比べて、

- ・欠席の日数や遅刻、宿題忘れの回数が多い傾向であった。
- ・友人関係、部活動、自分と家族との関係のことといった悩みを抱えている者が多かった。
- ・全体的な健康感が低い傾向がみられた。

◆ 悩みや困りごと

- ・ほしいサポートや支援について
「勉強のサポート」が最も多く、家族や自分のことについて、一緒に考えてくれる支援等が挙げられた。
「特にない」と回答した者が4割近くにのぼった。
- ・学校、社会、周囲に対して思うこと
「家族だから当たり前のことをしているだけだ」、「同じようなことをしている中学生と出会ってみたい」、「自分のしていることの価値を周りの人に認めてほしい」等が挙げられた。

2. 有識者から頂いた主な意見

1. 周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

- すべての領域において、初めは基礎的なこと、次に学校現場・福祉現場の支援のあり方のように段階を踏んで、周知・啓発を行っていくことで、社会がまず認識することが必要。
- 相談するのではなくて、安心して話せる環境を作ることが必要。

2. ケア負担を軽減するケアサービスの整備、支援計画の見直し

- 学校において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について、現行の仕組みを活かし、そこに「ヤングケアラー支援」という視点を取り入れることで取り組みをさらに強化する。
- アウトリーチをするとかスクールソーシャルワーカーが連携する等で適切なサービスにつなぐことをさらに強化していく。
- 福祉の領域では、ケアを要する本人だけでなく、その家族（子ども、孫）に着目し、彼らが担っているケア等の負担を考えて、支援計画、ケアプランを作成することが必要。
- 特に、ヤングケアラーを「キーパーソン」として位置付ける、もしくは資源としてとらえることがないよう留意が必要。
- ヤングケアラーがいる家庭への家事、育児のサービスをさらに整備していくことが必要。

3. ヤングケアラー自身への支援、サービスの整備

- 学習支援や居場所づくりで、ヤングケアラー支援という視点で構築して見る必要がある。
- 特に、ヤングケアラーと思われる生徒に関する情報共有、配慮や対応の方法に関するルールづくりを行い、組織として取り組むことが必要。

4. コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

- ヤングケアラーの相談窓口を行政の中に作っていく、または、明確化することが必要。

5. 多職種連携を進める仕組みづくり

- ヤングケアラーとその家族の背景には複合的な課題が潜むケースが考えられ、例えば、世帯の貧困問題や、児童虐待や不登校、ひきこもりという現象が、子どものケアと密接に関係している可能性がある。
- ヤングケアラーという側面はもとより、複合的な課題に対し、学校、多職種、地域がチームとなって取り組む視点が求められる。
- 多職種が集まり、研修などを通じ、ネットワークづくりをすることがあっても良い。

3. 現状と今後の取り組み、方向性について

有識者から頂いた主な意見

令和4年度の取り組み

今後の取り組み・方向性
(下線部分は令和5年度予算要求検討事項)

1. 周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

広報啓発ポスターを活用した各区役所設置の相談窓口の周知
(民生委員児童委員、各福祉事業所など)

福祉・介護等関係機関、地域の関係者などへのヤングケアラーについて、引き続き社会的認知度の向上を図る

広報啓発用動画、デジタルサイネージを活用した周知・啓発

各所属において、事業所などの関係者向けの研修カリキュラムにヤングケアラーの項目を追加

こどもたち自身の認知度向上に向けた周知方法等の検討

各計画の策定に向けた実態調査で、ヤングケアラーに関するアンケートを実施

教員へのヤングケアラーについての理解促進に向けた研修の実施
学校内におけるヤングケアラーの発見、支援に向けた対応等を検討
など

1人1台学習者用端末を活用した相談 など

2. ケア負担を軽減するケアサービスの整備、支援計画の見直し

スクールカウンセラーによる教育相談体制の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充など教育現場への支援を検討

厚生労働省からの通知(ヤングケアラーの支援にかかる留意事項等)について、相談支援事業所等に周知(R3) など

ヤングケアラーがいる家庭への家事・育児支援を検討

適切な福祉サービス等の運用への理解促進
など

3. 現状と今後の取り組み、方向性について

有識者から頂いた主な意見	令和4年度の取り組み	今後の取り組み・方向性 (下線部分は令和5年度予算要求検討事項)
3. ヤングケアラー自身への支援、サービスの整備		
		サポーター職員による放課後の学習支援やデジタルドリルの活用などを検討 学校内におけるヤングケアラーの発見、支援に向けた対応等を検討 など
4. コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置		
	各区子育て支援室を窓口として設置を明確化 寄り添い型相談支援事業	<u>寄り添い型相談支援事業でピアサポート事業の拡充・外国語対応通訳派遣支援の実施</u> を検討
5. 多職種連携を進める仕組みづくり		
	総合的な相談支援体制の充実事業（総合的な支援調整の場（つながる場）等） 要保護児童対策地域協議会 大阪府主催市町村ヤングケアラー支援担当者研修会 など	関係機関が集まる機会を通じ、様々な事案におけるヤングケアラー支援の情報共有等を実施 など

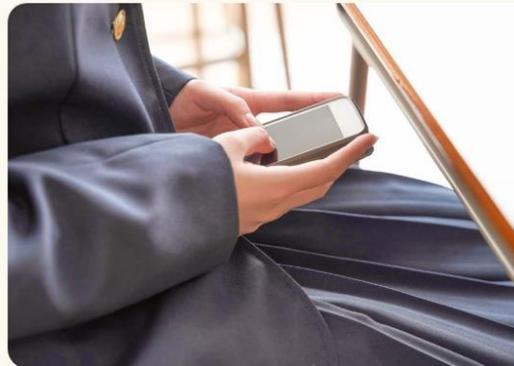
コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

寄り添い型相談支援事業

元当事者が参加するオンラインサロン開催や各種の相談支援を行うとともに、希望に応じて関係機関（区役所等）へ同行するなど寄り添い型支援を行う。

(元)ヤングケアラーや 社会福祉士等の専門職が 話を聞きます。

秘密は必ず守り、聞いた話が他の人に知られることはありません。
安心して相談してください。
相談したいことがわからなくても大丈夫。まずはお話ししましょう。
教員や専門職からの相談も受け付けます。



あなたのなやみやモヤモヤ、
私たちが一緒に考えます

▼

お悩み相談受付

メール・SNS相談 電話相談 対面・オンライン相談

メールやLINEからの相談を受け付けています。
相談は24時間受付ですが、
返信対応の時間帯は開所時間のみとなります。(平日10:00~18:00)

心から安心できる居場所 オンラインサロン

中高生ヤングケアラーたちが集まり、
交流する場としてオンラインサロンをしています。
「ひとりじゃない」と思える、安心して話しができる場所です。



8月から事業開始

- ・実施事業者 特定非営利活動法人 ふうせんの会
- ・ピアサポートの拠点 大阪ボランティア協会市民活動スクエアCANVAS谷町内
中央区谷町2丁目2-20 2階

多職種連携を進める仕組みづくり

大阪府主催市町村ヤングケアラー支援担当者研修会（8月22日） 府下で140名ほど参加

○参加者向けに大阪府で独自アンケートを実施

講義内容で心に残った点

- ・ ヤングケアラーは自分が置かれている状況が普通であると思っているため、自分がヤングケアラーであるという認識をなかなかしづらいという点。
- ・ 家族のケアをしている時間が長い子どもほど、自身がヤングケアラーであるという認識が低いという点。
- ・ 子どもと話をするときのポイントとして、「助言」「否定」「励まし」ではなく、相手を理解して、相手を尊重するきもちで対応すること。
- ・ 話を聞き、信頼関係を築くことが大切なこと。

研修全体を通じて、今後の業務に活かすことができる点

- ・ ヤングケアラーについて改めて定義から他機関との連携まで幅広く知ることができ、子育て支援室の方から業務について相談などがあれば参考にできる部分があると感じた。
- ・ 声掛けの仕方や学校関係者との連携は大変参考になったので、支援される方からの相談があった場合や今後直接対象者と関わる機会があったら今回の学びを活かしたいと思います。
- ・ 支援者の関わり方次第で、その世帯への支援の流れが大きく変わってしまうので、否定せず、励まさず、丁寧に話を聞くことを心がけていきたいと思いました。

本市対象所属	参加者
区役所ヤングケアラー担当者	18
こどもサポート推進員	6
スクールソーシャルワーカー	5
コミュニティーソーシャルワーカー（区社協職員含む）	11
合計	40

グループワークで複数の担当者と意見交換をすることにより、有益な情報や知識等得たこと

- ・ 子どもだけではなく、まず母親とつながろうと考えている機関が多く、参考になった。
- ・ 支援の方法を多方面から考えることができた。こんなふうに支援しているんだと他区の実情が知れたのはよかった。
- ・ 様々な職種による視点やアプローチを聞いたこと。今後、連携していくうえでも動き方がわかり良かった。

多職種連携を進める仕組みづくり

多職種連携をしていくうえで重要と考えること

- ・ 連携の調整をおこなう者が、ヤングケアラーや他機関の役割について正しい知識をもっていること。
- ・ お互いの業務内容やできること、得意分野をしっかりと理解しておくことが重要だと考えます。その中で情報共有、支援の方向性を話し合う場を定期的に設け、役割分担を行いながら支援を行うことで、様々な方向からのアプローチが実現すると思いました。
- ・ ケースに向かう思いは同じだと思うので、できる部分できない部分を確認しながら役割分担していくことや、それぞれの機関が行っている支援状況の進捗を把握していくこと
- ・ 保護者の自覚がない、支援を拒否する場合等、課題解決に向け支援を受け入れるよう具体的に働きかける機関をどこが担っていくのか、協同で行うのかが重要であると考えます。
- ・ ヤングケアラー自身の声を聴き、その声やニーズを関係機関で共有し理解して支援を検討することが重要と考える。そのために、ヤングケアラー自身と信頼関係をどのように作っていくのかが重要であると考えます。
- ・ 他機関に訪問する等その担当者との顔見知りになること。そのうえで、事例研究等を行うなかで顔見知りの関係機関を増やしていく。連携で重要なことは、対等平等の立場でお互いにリスペクトすることだと考えています。

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

社会的認知度の向上（2022年度から2024年度まで集中取組【周知・広報】）

①大阪府立工芸高等学校のヤングケアラー支援啓発ポスター作品募集・表彰

◇コンセプトについて…

ヤングケアラー本人や、周囲に対してヤングケアラーへの気づきや理解を促し、皆で支えていくことの大切さを表すポスター

⇒夏休みの課題として取り組んでいただき、14作品の募集あり

◇表彰について…

- 市長賞 1名
- 特選 2名
- 入選 2名

◇ポスターの活用について…

10月24日民生委員児童委員大会でポスター掲示
庁舎、市関係施設、商業施設等で掲示

☆賞状と記念品を贈呈☆



周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

②大学と連携したポスター作成

大阪市と大阪芸術大学が連携し、学生ならではの発想を活かした啓発ポスターを作成

(スケジュール)

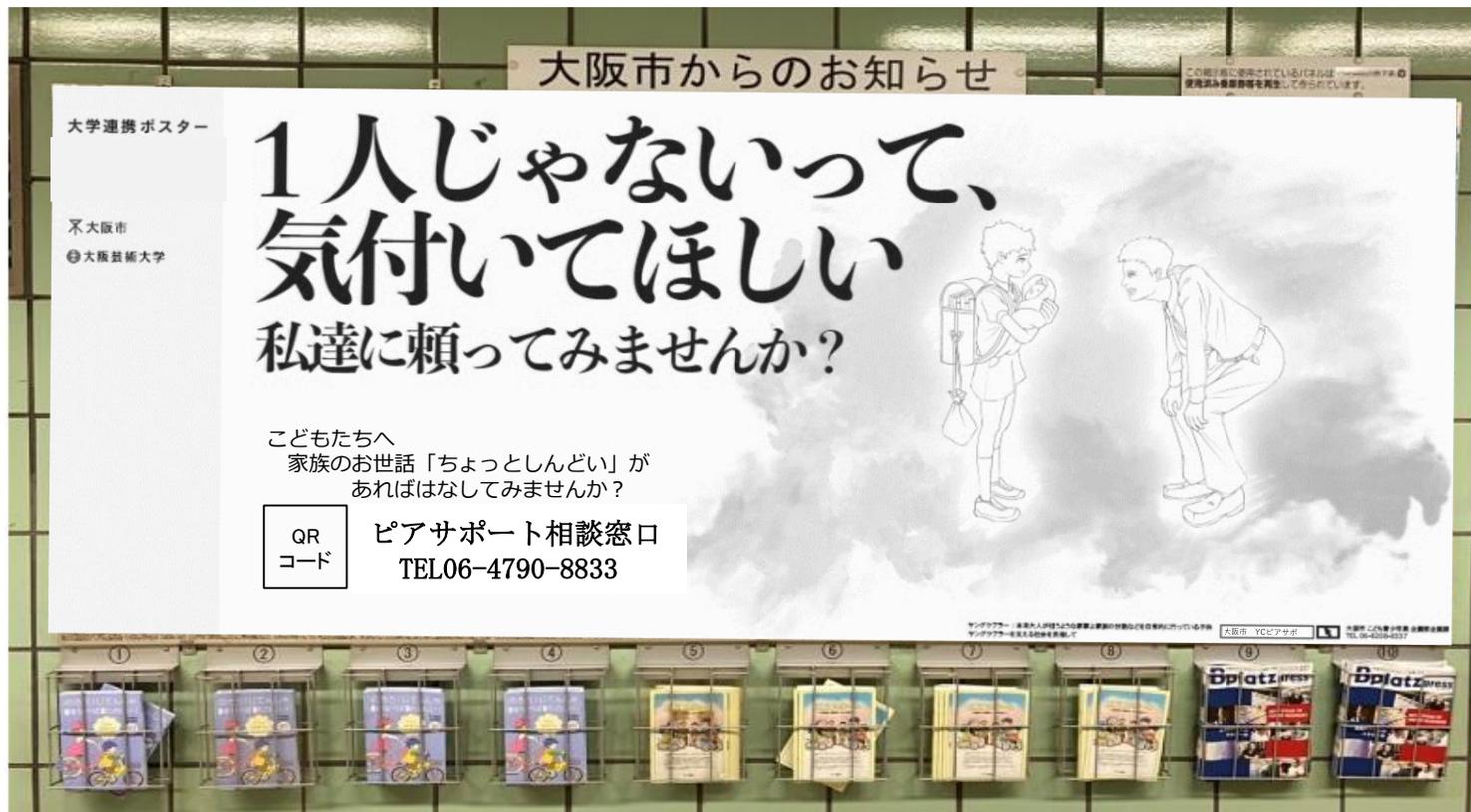
11月 OsakaMetro 22駅に大判ポスターを掲出

〈サイズ〉

タテ 1,120mm×ヨコ 2,680mm

掲載イメージ

※未定稿のため、修正されることがあります。



《キャッチコピー》

1人じゃないって、気付いてほしい

相談してみても、いいかも。

#ヤングケアラーさんとつながりたい

同じだからこそわかること

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

③ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利（デジタルサイネージの活用）

11月20日は「世界子どもの日」

World Children's Dayは、世界の子どもたちのための日。

すべての子どもが生まれながらに持っている権利を、再認識する日。

すべての子どもが、健やかに育ち、安心して「子ども時代」を過ごせるように。

すべての子どもが、声をあげて、自分の意見を受けとめてもらえるように。

すべての子どもが、未来に向かって自らの持つ可能性を伸ばせるように。

日本ユニセフ協会HPより

1954年、世界の子どもたちの相互理解と福祉の向上を目的として、国連が制定。

日本では「こどもの日」として5月5日を制定



周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

③ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利（デジタルサイネージの活用）

子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

<p>第 28 条 教育を受ける権利</p>  <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p>	<p>第 31 条 休み、遊ぶ権利</p>  <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。</p>
<p>第 3 条 子どもにもっとよいことを</p>  <p>子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっとよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p>	<p>第 6 条 生きる権利・育つ権利</p>  <p>すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>
<p>第 12 条 意見を表す権利</p>  <p>子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p>	<p>第 13 条 表現の自由</p>  <p>子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p>
<p>第 24 条 健康・医療への権利</p>  <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p>	<p>第 26 条 社会保障を受ける権利</p>  <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p>
<p>第 27 条 生活水準の確保</p>  <p>子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。</p>	<p>第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護</p>  <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利を持っています。</p>

ヤングケアラーと思われる子どもを見逃すことなくキャッチするには、子どもが日常的に送っている生活がどのような状況であるかといった視点とともに、子どもの権利条約に定められた権利が侵害されている可能性がないかといった視点も重要です。

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」より

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

③ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利（デジタルサイネージの活用）



子どもが生まれながらに持っている権利を

再認識する日

○動画放映場所（予定）

- ・ 小型デジタルサイネージ
区役所、図書館、市税事務所
- ・ 大型モニター
市役所市民ロビー
- ・ 他施設デジタルサイネージ
イオンモール大阪ドームシティ
大阪公立大学
(杉本キャンパス、中百舌鳥キャンパスなど)
大阪府警本部、曾根崎警察署、南警察署
- ・ YouTube（大阪市広報）
- ・ J-COMチャンネル
- ・ イオンモール（鶴見緑地、野田阪神）
- ・ あべのキューズモール
- ・ 大阪シティ信用金庫 など